

新潟市教職員育成協議会設置要綱

(設置)

第1条 教育公務員特例法の規定に基づき、新潟市立学校の教職員の資質向上に関する協議を行うため、新潟市教職員育成協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 協議会は、新潟市教職員の資質向上に関する指標等について協議し、もって新潟市立学校の教職員の資質向上に資することを目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会では、次の事項を協議するものとする。

- 一 教職員の資質向上に関する指標について
- 二 当該指標に基づく教職員の資質向上に関して必要な事項について

(組織)

第4条 協議会は、次に掲げる者を委員とし、組織する。

- 一 新潟市教育委員会教育次長（学校教育担当）
- 二 新潟市教育委員会学校人事課長
- 三 新潟市教育委員会学校支援課長
- 四 新潟市教育委員会特別支援教育課長
- 五 新潟市総合教育センター所長
- 六 新潟大学教育学部教員（教育学部を代表する）
- 七 新潟大学教職大学院教員（教職大学院を代表する）
- 八 上越教育大学教員（上越教育大学を代表する）
- 九 新潟市小学校長会の代表
- 十 新潟市中学校長会の代表
- 十一 その他議長が認めた者

(任期)

第5条 前条第六号から第十一号までに規定する委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項の委員は、再任されることができる。

(役員)

第6条 協議会に議長及び副議長各1名を置き、議長には新潟市教育委員会教育次長を、副議長には新潟市教育委員会学校人事課長をもって充てる。

- 2 議長は、協議会を総理する。
- 3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第7条 会議は、議長が招集する。

2 議長が必要と認める場合は、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、学校人事課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。